

事業概略書

事業名	障害者虐待防止法に規定する障害者虐待の間接的防止措置に関する研究
事業目的	<p>障害者虐待防止法第 29 条から第 31 条では、学校の長、保育所等の長、医療機関の管理者に対して、職員その他の関係者に対する障害及び障害者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、各機関を利用する障害者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備及び虐待に対処するための措置、その他の虐待を防止するため必要な措置といった、いわゆる「間接的防止措置」を講ずることを義務付けている。しかし、これらについては各機関の独自の取組に委ねられており、その取組実態は明らかにされていない。</p> <p>そこで本研究事業では、各機関の所管官庁の法制度等の整理や所管官庁から間接的防止措置の促進に関する周知がなされる際の参考となるような取組の整理を通じて、間接的防止措置の実効性向上に資することを目的として事業を実施した。</p>
事業概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校、保育所等、医療機関における障害者虐待相当事案の防止にかかる規定、仕組み等既存の法制度等の整理。 2. 都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関の所管部署が、各機関の管理者等に対して行っている取組概要を把握するためのアンケート調査を実施。 3. 都道府県及び市町村の学校、保育所等、医療機関の所管部署が、各機関の管理者等に対して行っている取組概要を把握するためのヒアリング調査を実施。 4. 提案事項の整理及び成果物のとりまとめを実施。 5. 有識者、学校、保育所等、医療機関の関係団体等により構成される検討委員会を設置し、障害者虐待防止の促進に向けた方策等に関する検討を実施。
事業実施結果及び効果	<p>○都道府県及び市町村の各所管部署が、各機関の長に対して行っている、各機関を利用する者に対する虐待防止を推進することを目的とした既存の多様な取組が、各機関を利用する障害者への虐待防止の取組や体制も包含していることを確認した。また、「間接的防止措置」という呼称変更や、障害者虐待防止法所管官庁、所管部署の役割推進も含めた提案事項をまとめた報告書を作成した。</p> <p>○今後、学校、保育所等、医療機関における障害者虐待の防止措置について求められる方策を関係機関に周知する際の参考資料として活用が期待されるとともに、報告書を弊所 HP で公表することによって、各機関における虐待や不適切行為等の防止措置（間接的防止措置）のさらなる普及にも繋がると考えられる。</p>
事業主体	<p>郵便番号：160-0008</p> <p>所在地：東京都新宿区四谷三栄町 15-8</p> <p>法人名：一般財団法人 日本総合研究所</p> <p>電話番号/E-MAIL：03-3351-7575 / azuma@jri.or.jp</p>

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ 250 字程度で簡潔に記入すること。